

西内委員長  ただいまから、議会運営委員会を開く。  
 本日は、9月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。  
 協議事項に入る前に、委員会条例第5条第1項ただし書の規定により、議長の指名により土居央議員が新たな議会運営委員として選任された。  
 土居委員には、委員席が指定されるまでの間、仮席にお座りいただいている。それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

**1. 委員席の指定について**

西内委員長  初めに、委員席の指定を行う。  
 土居委員がただいまお座りになっている席をそのまま委員席と決定することで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長  それでは、さよう決する。

(事務局、名札を置く)

**2. 9月定例会の日程及び運営について**

**(1) 知事提出予定議案**

西内委員長  次に、9月定例会の日程及び運営についてである。  
 最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

徳重総務部長  9月議会定例会の提出予定議案について、御説明させていただく。  
 お手元の令和5年9月高知県議会定例会提出予定案件概要という資料を御覧願う。

開会日に提出を予定している議案は、全部で38件である。内訳としては、令和5年度補正予算が、一般会計補正予算1件、企業会計補正予算3件の合計4件である。条例その他議案は、条例議案が3件、その他議案8件の合計11件である。報告議案は、決算報告23件である。

2ページ、3ページが議案の目録、4ページ以降が各議案の説明資料であるが、それぞれの内容の説明については、この場では省略させていただく。

なお、現在調整中ではあるが、閉会日には高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案を追加提出させていただきたいと考えているのでよろしく願います。

以上である。

西内委員長  何か質問はないか。

(なし)

**(2) 会期及び会議日程**

西内委員長  次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。  
 9月定例会の日程については、7月6日の議運で予定案としての協議をしている。会期については、案のとおり、9月21日木曜日開会、10月13日金曜日閉会ということで、会期は23日間とし、会議日程については、資料1の日程表を御覧いただきたい。

以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

**(3) 質疑並びに一般質問**

**① 一括質問**

**ア 質問者（会派）の発言順序**

西内委員長 次に、質疑並びに一般質問についてである。

まず、一括質問について御確認いただく。質問者の発言順序であるが、申合せによると、自由民主党4名、日本共産党1名、県民の会1名、一燈立志の会1名、公明党1名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、

質問第1日目 9月27日水曜日 自由民主党、日本共産党、県民の会

第2日目 9月28日木曜日 一燈立志の会、公明党、自由民主党

第3日目 9月29日金曜日 自由民主党、自由民主党

の順になるろうかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

**イ 発言者の制限時間等**

西内委員長 次に、発言者の制限時間については、申合せのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

**ウ 発言者の届出**

西内委員長 次に、2ページの資料2、発言者の届出についてである。

県民に広報するための本会議における発言者の届出については、申合せでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

**エ 発言通告書の提出期限**

西内委員長 次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。

申合せでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、9月26日火曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

なお、質問の要旨については、議運の申合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

**② 一問一答**

**ア 発言時間等**

西内委員長

次に、一問一答についてである。

まず、発言時間については、申合せでは、答弁も含め原則1人60分以内とし、特に要望がある場合は、議運の了承を得るものとされている。

会派ごとの9月定例会での持ち時間は、自由民主党300分、日本共産党100分、県民の会65分、一燈立志の会65分、公明党50分、自由の風20分の計600分となっているので、御了承願う。

(了 承)

西内委員長

なお、答弁も含め1人60分を超えての発言の要望があれば、申し出願う。

(な し)

西内委員長

それでは、申出がないので、原則どおりの運営とする。

**イ 発言者及び発言所要時間の提出期限**

西内委員長

次に、4ページの資料4、発言者及び発言所要時間の提出期限についてである。

申合せにより、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、本日の午後5時ということで、御了承願う。

(了 承)

**ウ 発言通告書の提出期限**

西内委員長

次に、5ページの資料5、発言通告書の提出期限についてである。

申合せにより、一括質問最終日の前日の正午となっているので、9月28日木曜日の正午ということで、御了承願う。

(了 承)

西内委員長

以上、ここまでが、質疑並びに一般質問についてである。

**(4) 請願書の受理期限**

西内委員長

次に、請願書の受理期限についてである。

申合せでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているが、この日は10月2日月曜日であり、議案精査のため休会となっているので、本会議が開催されない。

議案付託日の前々日が議案精査のための休会日に当たるときは締切時刻を午後5時とするとの申合せがあるので、今定例会における請願書の受理期限は10月2日月曜日の午後5時ということで、御異議ないか。

	(異議なし)
西内委員長	それでは、さよう決する。
	<b>(5) 閉会中の常任委員会委員長報告</b>
西内委員長	次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。 今回は、委員長報告を行いたいとの申出がなかったので、御報告する。
	<b>(6) 決算特別委員会</b>
	<b>ア 設置の時期</b>
西内委員長	次に、決算特別委員会についてである。 初めに、設置の時期についてである。 決算議案については、総務部長の説明にもあったように開会日に提出されるので、決算特別委員会を質問最終日の10月4日水曜日に設置することで、御異議ないか。
	(異議なし)
西内委員長	それでは、さよう決する。
	<b>イ 委員数及び委員の構成割合</b>
西内委員長	次に、委員数及び委員の構成割合についてである。 申合せでは、委員数は総務委員会と同じ10名、また、委員の各会派への割り振りについても、総務委員会の構成割合と同じとすることとなっている。 については、委員数及び委員の会派構成については、この申合せどおりとするということではいかがか。
	(異議なし)
西内委員長	それでは、自由民主党5名、日本共産党2名、県民の会1名、一燈立志の会1名、公明党1名とすることで決定する。 また、正副議長及び監査委員は、決算特別委員に選任されないとの先例があるので念のため申し添える。 なお、構成員については、各会派で早急に人選の上、6ページの資料6の様式により、9月27日水曜日の正午までに事務局へ提出願う。
	<b>ウ 付託議案</b>
西内委員長	次に、付託議案についてであるが、総務部長の説明にもあったように、決算の報告議案23件に加え未処分利益剰余金の処分に関する議案3件が提出されるので、合わせてこれら26件の議案を決算特別委員会に付託の上、審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することで、いかがか。
	(異議なし)
西内委員長	それでは、さよう決する。

**(7) 新任の説明員の紹介**

西内委員長

次に、7ページの資料7、新任の説明員の紹介についてである。  
新たに任命された警察本部長の紹介を、慣例により、開会日の議長の諸般の報告の後行うことにしたいが、いかがか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

**3. 議員派遣について**

**(1) 第23回都道府県議会議員研究交流大会**

西内委員長

次に、議員派遣についてである。  
まず、8ページの資料8、第23回都道府県議会議員研究交流大会についてである。  
このことについて、事務局に説明をさせる。

福島総務課長

8ページの資料8を御覧願う。  
全国都道府県議会議長会から、都道府県議会議員研究交流大会の開催について案内があった。交流大会については、議運の申合せにより、例年議員派遣の対象としており、本年度も昨年と同様に対面とオンラインで開催される。  
日程は11月14日、場所は東京都千代田区の都市センターホテルで開催される。  
参加者は、5に記載のとおりで、対面参加については1都道府県7名を上限としており、オンライン参加は人数制限等はない。  
開催概要は、次の9ページを御覧願う。1、開催趣旨は記載のとおりである。大会の内容については、3、大会日程表のとおり、基調講演と2つの分科会が予定されており、全ての日程に参加していただくこととしている。また、5、その他に記載のとおり、対面及びオンライン参加だけでなく、後日録画配信もされることとなっている。旅費については、上限7名分の予算措置をしている。  
申込書については、10ページのとおりで、改めて各会派にお配りする。参加を希望される方は、9月27日水曜日午後5時までに事務局に提出をお願いする。また、オンラインでの参加を希望される方については、別途照会をさせていただく。  
説明は以上である。

西内委員長

この件については、平成22年10月4日の議運申合せにより、今年も派遣の対象とすることで、御了承願う。

(了 承)

西内委員長

対面での参加を希望する方は、9月27日水曜日午後5時までに10ページの派遣申込書を事務局まで提出願う。  
また、派遣人員については、対面での参加者の上限が1都道府県当たり7名とされているとのことであるので、7名を限度に派遣することとし、希望者が7名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということで、いかがか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。  
なお、オンラインでの参加を希望する方については、後ほど事務局が各議員に申込みの希望の照会を行うとのことであるので、事務局まで申し出願う。

**(2) 地方議会活性化シンポジウム2023**

西内委員長

次に、11ページの資料9、地方議会活性化シンポジウム2023についてである。  
このことについて、事務局に説明をさせる。

福島総務課長

続いて、同じく議員派遣について、11ページの資料9を御覧願う。  
全国都道府県議会議長会から、地方議会活性化シンポジウム2023の開催についてお知らせがあった。本シンポジウムは、総務省主催であり、先ほどの交流大会と同様、例年議員派遣の対象としており、本年度も対面とオンラインで開催される。  
まだ総務省から正式な通知が来ていないので、詳細な時間配分は未定であるが、1、日時は先ほどの交流大会の前日の11月13日の午後、2、場所は東京都千代田区のイイノホール、3、テーマは多様な人材の地方議会への参画、4、内容は基調講演とパネルディスカッションが予定されており、5、参加者は、対面参加については1都道府県3名としている。旅費については、3名分の予算措置をしている。  
申込書については、12ページのとおりで、改めて各会派にお配りする。参加を希望される方は、先ほどと同様9月27日水曜日午後5時までに事務局に提出をお願いする。また、オンラインでの参加を希望される方についても、先ほどと同様別途照会をさせていただく。  
説明は以上である。

西内委員長

この件についても、平成27年9月18日の議運申合せにより、今年も派遣の対象とすることで、御了承願う。

(了 承)

西内委員長

対面での参加を希望する方は、9月27日水曜日午後5時までに12ページの派遣申込書を事務局まで提出願う。  
また、派遣人員については、対面での参加者の上限が1都道府県当たり3名とされているとのことであるので、3名を限度に派遣することとし、希望者が3名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということで、いかがか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。  
なお、オンラインでの参加を希望する方については、後ほど事務局が各議員に申込みの希望の照会を行うとのことであるので、事務局まで申し出願う。

**(3) 日本・ミクロネシア連邦国交樹立35周年記念訪問事業**

西内委員長

次に、13ページの資料10、日本・ミクロネシア連邦国交樹立35周年記念訪問事業についてである。  
このことについて、事務局に説明をさせる。

福島総務課長

続いて、13ページの資料10を御覧願う。  
同じく議員派遣について、日本・ミクロネシア連邦国交樹立35周年を記念する訪問事業が、来年1月13日から17日まで4泊5日の日程で行われる予定である。

訪問日程の詳細は、次の14ページのとおりである。資料に記載していないが、執行部から伺っている訪問目的として、高知市出身で明治時代に日本人として初めてミクロネシア連邦に定住した森小弁を縁として、長く本県と同国は友好交流を発展させてきている。本年、ミクロネシア連邦が日本との国交樹立35周年を迎えることを記念し、両地域の文化、経済、国際協力等を通じた交流をさらに進めるとともに、森小弁の子孫との交流による絆の確認、継承を図るために訪問団を派遣するものである。具体的な訪問先としては、モリファミリーとの交流のほか、ミクロネシア連邦政府や州知事、大使館や元大統領などを訪問する予定であり、今回は、高知県知事を団長とする官民合同の訪問団が現地を訪問し、友好交流を図ることとしている。旅費については、議長のほか議員2名分を予算措置している。

前回のミクロネシアへの派遣は、5年前の平成31年1月に、国交樹立30周年記念として議長のほか2名の議員が参加している。本訪問団への議員派遣について、派遣の対象とするかどうかの決定をお願いする。なお、派遣することが決定された場合の申込書については15ページに記載しているが、改めて各会派にお配りすることとしており、参加を希望される方は先ほどの議員派遣と同様、9月27日水曜日午後5時までに事務局へ提出をお願いする。

説明は以上である。

西内委員長

それでは、派遣の対象とするかどうかについて、御意見があればどうぞ。

(なし)

西内委員長

それでは、この件については、派遣の対象とすることで御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

次に、派遣人員についてであるが、先ほどの説明では、2名分の予算を確保しているとのことであるので、2名を限度とすることはいかがか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

次に、派遣の申込み、決定についてである。

派遣希望者は、9月27日水曜日午後5時までに、15ページの申込書を事務局まで提出願う。

希望者が2名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということで、いかがか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

なお、これら3件の議員派遣の議案については、閉会日10月13日の本会議において議決を予定しているので、今後の議運で議案をお示しさせていただく。

ここで、議事の都合上、副委員長と交代する。

**4. 高知県競馬組合議会議員の補欠選挙について**

大石副委員長

次に、高知県競馬組合議会議員の補欠選挙についてである。  
16ページ、資料11のとおり、知事から議長あてに補欠選挙の依頼があっている。  
この件については、前回の議運で、選挙の方法は指名推選で行い、自由民主党から後任の議員を選任することをお決めいただいていた。  
自由民主党から西内隆純議員を推薦したいとの届出があったので、後任の議員については、開会日の本会議において、議長の指名推選により西内隆純議員を選出することで、御異議ないか。

(異議なし)

大石副委員長

それでは、さよう決する。  
また、議事手続については、開会日の本会議において、知事の提案説明の後日程に上げ議題とし、会議に諮ることで御異議ないか。

(異議なし)

大石副委員長

それでは、さよう決する。  
委員長と交代する。

**5. 議席の一部変更について**

西内委員長

次に、17ページの資料12、議席の一部変更についてである。  
このことについては、前回の議運で資料12のとおりとすることをお決めいただいていた。  
本会議での議事手続については、開会日の議事日程の最後で日程に上げ議題とすることとし、決定後の議席の移動については、9月27日の質問初日からとすることで、いかがか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

**6. 高知県海砂対策連絡協議会委員の推薦について**

西内委員長

次に、高知県海砂対策連絡協議会委員の推薦についてである。  
19ページ、資料13のとおり、知事から議長あてに推薦の依頼があっている。  
この件については、前回の議運で、自由民主党から推薦することをお決めいただいていた。  
自由民主党から土森正一議員を推薦したいとの届出があったので、議長において土森正一議員を推薦することで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

## 7. 会派からの申入れ事項について

## (1) 常任委員会のインターネット中継

西内委員長	<p>次に、20ページの資料14、会派からの申入れ事項についてである。</p> <p>この件については、前回の議運でお伺いした御意見を会派に持ち帰って御検討いただき、本日改めて御協議いただくこととしていた。</p> <p>それでは、項目ごとに順次御協議願うこととする。</p> <p>まず、常任委員会のインターネット中継についてである。</p> <p>この件について、各会派の御意見を改めてお伺いする。</p>
土居委員	<p>結論だけ端的に申し上げるが、我が会派としては、議会デジタル化基本方針に基づいた、デジタル技術を活用したペーパーレス会議やオンライン委員会などの取組を進めていこうというところでもあるので、こうした取組による議会のデジタル活用のノウハウの蓄積を進めながら、今後可能性を検証していくことが必要ではないかという意見である。</p>
大石副委員長	<p>前回もお話したが、そもそも長時間の動画というのはほとんど見る人がいないという現実もあるし、インターネット中継を導入した場合、質問を事前通告するあるいは時間を制限するといったことも検討しないといけないということを考えれば、現在の自由闊達な議論を優先するほうがいいのではないかというふうに思っている。議事録もしっかり公開しているので、そういった意味で現時点では必要ないと思っている。</p>
西森(雅)委員	<p>うちも、今の現状でということでもいいと思っている。今、委員会では先ほどお話があったように自由闊達な、時間制限がない中での質疑をやっているということであるが、これはインターネット中継を導入するとなると、そこを公平にどう扱うのかといったことも必要になってくるのではないかと思う。そうすると時間の制限を設けるとか、そういう議論も必要になってくると思うので、そこは今の状況の中で時間制限等についてどうしていくのかというのは、今後また議論をしていければと思う。結論としては今のままで。</p>
西内委員長	<p>日本共産党と県民の会からの御意見については、前回の議運で提出されたものをお手元にお配りしてあるが、改めて何か御発言はあるか。</p>
岡田(芳)委員	<p>文書をお読みいただければ、趣旨はこれでいい。議会の公開の実効性を保つということで、本会議に限らず常任委員会のほうもオープンにして、県民の皆さんに議論の中身をリアルタイムで見えていただくということは、県民の皆さんに見える議会、開かれた議会になっていくんじゃないかと思うし、議会の活性化にもつながっていくというふうに思っている。全国的にもそういう流れが広がっていきつつあるし、先ほどの議論の中では、そうしたデジタル化のノウハウも蓄積していく必要があるとか、時間の制限もあるんじゃないかという意見も出されたわけであるが、そういった点は今後協議をしながら、公平性を保つということには配慮しつつ、できる限りオープンな形で県民の皆さんに御覧いただくと、またそうして御感想、御意見をお寄せいただくということで議会の活性化、そして県政の充実につながっていくものだと考えているので、御理解いただければと思っている。</p>

## R5.9.15 議会運営委員会

西内委員長 ひとつとおり各会派から御発言をいただいた。それぞれの会派の御発言に対する質問や御意見等があれば、どうぞ。御協議願う。

(なし)

西内委員長 それでは、この件について結論を出したいと思うが、一致でなければ多数決で決めようかと思うが、かまわないか。

中根委員 これまでも多数決でやってきたか。

大石副委員長 多数決というか、合意形成できなければ大体の…。別に採決したことはない。

西内委員長 それでは、この件については、意見の一致を見ないので、現行どおりということで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

### (2) 費用弁償の見直し

西内委員長 次に、費用弁償の見直しについてである。  
この件について、各会派の御意見を改めてお伺いする。

土居委員 結論だけ。現状、実費にする必要はないと思う。

大石副委員長 同じくである。

西森(雅)委員 今までのとおりで。

西内委員長 日本共産党と県民の会はいかがか。

岡田(芳)委員 この件も、文書でお示ししたとおりで、私たちの考えは記載したとおりである。定額ということであれば、実費以上に支払われるというケースも出てくると思うし、実際にかかったお金をお支払いしていくというのが、県民目線で見が一番いいのかなというふうに理解している。政務調査費の関係も、透明性の確保ということで全部領収書をつけてオープンにして、多かった分は返金もしているし、そういう考え方に統一していく方向が望ましいと考えて、提案をさせていただいている。

田所委員 同じく文書のとおり。

西内委員長 一通り各会派から御発言をいただいた。それぞれの会派の御発言に対する質問や御意見等があれば、どうぞ。御協議願う。

(なし)

西内委員長 | それでは、この件についても、意見の一致を見ないので、現行どおりということで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 | それでは、さよう決する。

#### 8. 夏期の服装について

西内委員長 | 次に、21ページの資料15、夏期の服装についてである。  
この件については、各会派の考え方を持ち寄り、今後の議運で御協議いただくこととしていた。

まず、事務局に資料の説明をさせる。

吉岡議事課長 | 資料について御説明させていただく。21ページの資料15を御覧願う。  
初めに、夏期の服装についての申合せの経緯である。  
夏期の服装については毎年度初めに、議運において協議決定している。本年度は、改選期だったので4月の各派代表者会において協議し、執行部と議会事務局職員を含め軽装でも差し支えないこととすると決定している。

それでは、これまでの経緯である。夏の省エネ対策への対応としてクールビズの取組を行ってきたのは平成15年度からである。資料は平成14年度から記載しているが、この年は国体が本県で開催されるということで、その気運を高めようと議員全員が国体のポロシャツを着用して本会議へ出席しようとしたものである。

次の平成15年度に、初めて夏の省エネへの対応としてクールビズについて協議され、初めに申したとおり毎年度初めに協議決定をされてきている。決定内容として、平成15年度は6月定例会、9月定例会の本会議、委員会とも開襟シャツ、ノーネクタイ、ポロシャツでも基本的には自由となっている。その後、毎年同じ内容で決定されてきて、平成24年度にはクールビズの対象期間が出先機関の業務概要調査から10月末までと拡大されている。なお、平成24年度は5月に、10月末までの議会活動については開襟シャツ、ノーネクタイ、ポロシャツでも基本的には自由と決定されたが、議運の協議の中で、本会議場でのクールビズの在り方についても意見が出され、6月に再度協議を行い、従来どおり上着は着用せず、開襟シャツ、ノーネクタイ、ポロシャツも認めることとなったものである。そして、令和2年度まで同様に開襟シャツ、ノーネクタイ、ポロシャツと具体的服装を挙げて、基本的に自由として申合せを行ってきた。

令和3年度からは具体的に服装を明示せず、軽装ということで申合せを行っている。変更した理由について記録を確認したが、議論があって変更されたものではなく、協議の際に使用した執行部の対応をまとめた資料の中で、ポロシャツなどの軽装での勤務という言葉があるため、文言整理がなされたものではないかと思われる。

なお、平成25年度の決定において、開襟シャツ、ノーネクタイ、ポロシャツでも基本的には自由、ただし本会議場でのポロシャツは控えるとただし書がある。これは、議運の協議の中で委員から、議場は別だよねという発言があり、そのことに対する特段の発言もなかったため、それがそのまま申合せとして決定されたものである。その翌年度以降は、特にそういった発言が出ていないので、結果として平成25年度限りの申合せとなっている。以上がこれまでの経緯である。

次に、夏期の服装についての全国状況について御説明させていただく。22ページ

を御覧願う。

事務局では、今回の御議論の参考になればと考え、先月全国の都道府県議会に対して夏期の服装について調査を行い、39の都道府県議会から回答をいただいたので、本県を含め40の議会を取りまとめ、結果として御説明させていただく。40議会のうち、夏の軽装について申合せなどの取り決めを行っているのが34議会、慣例として統一的な対応を行っているのが6議会であった。そして、許容している服装について、本会議場の自席、本会議場の登壇時、委員会、議事堂外の活動時——本県でいえば出先機関等の調査をイメージしている——の4つの場面に分けて議会の数を集計したのが、3の(2)のグラフである。

上の4つのグラフは、議員の服装についてである。まず、左上は本会議場の自席における服装である。このグラフの左端から、軽装不可、ネクタイなし、上着なし、開襟シャツ、ポロシャツという順でそれぞれ認めているかどうかを聞いている。本県でいえば、ネクタイなしからポロシャツまで認めているので、これら全ての数字に本県の数が含まれていることとなる。その結果、軽装不可が2議会あった。そして、ネクタイなしで可としている議会が37議会、さらに上着なしでも可との議会が15議会、開襟シャツでも可が5議会、ポロシャツも可が2議会となっている。2議会であるので、本県ともう1議会ということとなる。そのほか、本会議の登壇時、委員会、議事堂外の議会活動時についても同様にグラフにしている。本会議の自席では上着なしを認めるが、登壇する際は着用しなければならないといったそれぞれの場面に応じて決めている議会もあるため、数字は変動しており御覧のとおりとなっている。

また、以上のことのほか、例外的な扱いとして、下の米印に書いているが、本会議場へ上着を着用して入るが自席で上着を脱ぐことは認めるといった扱いをしている議会、ネクタイを着用していれば上着は不要とする議会、県のPRなど特定のポロシャツのみ可としている議会、沖縄県はかりゆしウェアを可としている。また、慣例として全て議員の判断に任せているとのことのお答えも1議会あった。

今回の調査結果として、5月から10月までの期間、上着、ネクタイを着用しないことを可としているところが多く見られたが、そのうち本会議については、上着を着用するとしているところが多く、場所や場面で分けているところが多い結果となっている。

主観的なものとなるが、出席者の実際の服装の状況についても各議会にお聞きしたところ、本会議場では開襟シャツやポロシャツを認めている議会でも、そうした服装での出席者は多くはない、または全く見られないとのことであった。また、上着なしを認める議会でも、多くの議会は本県同様、上着着用の上でネクタイなしという服装が多く見られるとのこと、上着なしが多いというお答えは数議会であった。委員会についても、開襟シャツやポロシャツといった服装は少ないか、ほぼ見られないとのことのお答えだった。

また、申合せにおいて女性議員の服装に関して触れている議会は少なく、これらに準じた服装とするというような申合せを行っている議会が3か所、ワンピースは襟なしでも可とする議会が1か所あった。

説明については以上である。

西内委員長

それでは、各会派の御意見をお伺いする。

土居委員

本会議においては、県民の皆さんに選んでいただいた議員としてのあかしたる議

員き章、これは最低限守るべきだと思うので、本会議においては議員き章をつけた上着を着用する、ただし5月1日から10月末日の間についてはノーネクタイを可とするということをお願いしたいと思う。

中根委員

これまでの歴史的な議論の中身を見てみると、一体どんな不都合があったのかと。突然、本会議で上着は絶対に着なければならないとか、そういうものが本当に今必要なのかということに随分疑問が出た。他県でも、今ルールを見直そうという動きが結構あって、埼玉県なんかでは自民党が提案をして、服装はそもそも自由である、皆さんのしっかりとした規範の下に自由にしていこうという議論が今されているようだ。また、女性はワンピースの場合は襟がなくてもいいということもあったが、では着物だったらどうか、浴衣は駄目だが普段の着物はかまわないとか、そういうことまでいろいろ言い始めると、多様な議員の在り方を求めるという中身に水を差していく形になるのではないかということに危惧をしている。だから、私たちは期間を通して、普通の認識で皆さんにも礼を尽くすような形を自分自身の規範の中で取り入れて、これまでどおりのやり方でいっていいのではないかというふうに思っている。何年かずっと議論をしてきた中身で、一体どこに不都合があって今回のような話になったんだろうかという話が随分出た。

何か加えることがあれば。

岡田(芳)委員

2人目だが、よろしいか。

西内委員長

端的に。

岡田(芳)委員

大きく2つあって、クールビズの問題で、軽装でもオーケーということ。2つ目が、こちらが大事だと思うが、自分の着る服は自由に選びたいという多様性が尊重される時代になってきている。そうした中で、服装は年間を通じて各議員が良識を持って判断するという大きなくくりで私は十分ではないかというふうに考えている。

田所委員

結論としては、先ほど共産党が述べたようにそれぞれの良識の範囲でやればいいのかと思う。私どもの会派では、先ほど自民党会派からあったように、本会議場においては県民の負託を受けて正式な場にいるということで、しっかりとした服装で決まりをつくってやったほうがいいのかという意見もある一方で、先ほどのように議員の良識で自由にできるようにしたほうがよいのではないかという両方の意見が出ているが、協議した結果、それぞれの議員が自分の良識の範囲内で自由な服装で本会議に臨むということによいのではないかと思っている。

大石副委員長

国会では、先例で上着の着用が本会議場で義務づけられているし、一般的に上着を着て、き章をつけるというのは大事なことだというふうに認識している。だから、自らは当然、私どもの会派は全員そうしているが、一方で今までの問題は軽装という曖昧な文言でやってきたところの中に問題があったのだろうと思う。これを義務づけることについて、そこまで必要なのか、それは議員それぞれの良識の範囲もあると思うし、ただ一方で義務づけをしないといけないという意見もよく分かる。今日、各会派から意見が出たので、そのことについては一度持ち帰りをしたいと思う。

## R5.9.15 議会運営委員会

西森(雅)委員	公明党は、本会議場では上着を着るべきだろうというふうに思っている。
西内委員長	一通り各会派から御発言をいただいた。それぞれの会派の御発言に対する質問や御意見等があれば、どうぞ。御協議願う。
中根委員	先ほど私が申したが、何でこの議論になったのかというあたりがいま一つ釈然としない。社会の流れは、規範は大事にしながらも一人一人のセンスというものを認めてきている、服装などについては。そういう流れになっている中で、なぜこの見直しが必要なのか。あと、クールビズの在り方を県民に示そうということで取り入れたのが本来だと思うが、それを取り払うということにどんな説明をつけるのか。その辺りをいま一度各会派に持ち帰っていただいて、再度議論をお願いしたいと思う。
三石委員	いろいろ考えがあると思う、当然。うちの会派としては土居委員から言ってもらったが、会派内でいろいろと話をして、結論として、本会議場においては議員き章をつけた上着を着用する、ただし5月1日から10月末まではノーネクタイを可とする、ほかについては従来どおりと。だから、これ以上は会派に持ち帰って結論を出せと言われても、うちはこの結論でいかせていただきたらと思う。
中根委員	結論は分かった。しかし、これまでクールビズで、全体の空調設備の気温も高めに設定をしながら温暖化に対応していこうということが始まった中で、本当にそれが必要なのかと。これまでのやり方で、着てもいいが基本としては上着はなくてもいいというやり方でどこかに無理があったのか、その辺りはどうなのか、意見はなかったか。
三石委員	中根委員の言われるようなことも理解はできるが、本会議というのには県民から選ばれた、厳粛な真剣勝負の場だ。そういうところにおいては、やっぱりき章をつけて、上着を着てやるのがいいんじゃないかという考えだ、うちの会派は。それ以外では従来どおりクールビズをやったらいい。クールビズがいけないということではない。本会議場ではき章と上着、これが基本中の基本ではないかということで、うちの会派では結論が出ている。それ以外では、従来の申合せどおりでよい。
西森(雅)委員	今まで、軽装という表現で取扱いをしてきたが、この軽装というものの捉え方が人それぞれで、例えばTシャツでもいいのかとか、良識の範囲が人によって様々だ。それを、やはり本会議においては上着の着用というものを一つの議員の良識にしてはどうかというところで言わせていただいた。
西内委員長	き章についてはいかがか。
西森(雅)委員	会派として議論はしていなかったが、当然つけるということだ。
中根委員	今までのやり方で、どこに変化をさせなければならないことが起こったのか、それがあれば教えていただきたい。うちの会派ではそれが一番出ていた。これまでの議運で議論をして、県民にも示すクールビズの在り方、服装の在り方——何でも着ていいというわけではない、これまでの規定も。それをわざわざ変えなければなら

ないというのを県民にどう説明するのか、変える必要はないのではないかということところがうちの一番のネックだった。そこはどうか。

- 三石委員 委員長でまとめていただきたい。
- 西森(雅)委員 今まではなかったが、先ほど言ったように、軽装というくくりだけであれば、これから議員の捉え方によって違いが出てくる可能性がある。そこに関して、本会議場については、議員の良識というものの基準を決めたらどうかということである。
- 土居委員 同じような意見だが、多様性が尊重されてくる中で、自分自身の規範に全て任せるといふふうになってしまったら、何でもありの世界になってしまう。それはやっぱり懸念すべきことだと思う。議会として、また議員として、最低ラインの基準というものをお示しすることが必要で、そのラインとして議員き章をつけた上着の着用というのを提案させていただいているということだ。
- 西内委員長 取りまとめたいと思う。従前のおりでという御意見と、議員き章をつけた上着でという御意見、一燈立志の会は…。
- 大石副委員長 持ち帰らせていただきたい。
- 西内委員長 そういう御意見だが、持ち帰りはなしでという御意見もあり、ここで決めさせてもらいたいと思う。
- 中根委員 持ち帰りでもいいではないか。そういう意見があるのだから。
- 三石委員 持ち帰っても、こちらは結論は出ている。
- 中根委員 それは自民党の話だ。
- 三石委員 この件は、毎年度初めに議運で確認をしている。そこでやっていただくようにして。持ち帰っても、うちは変えるということにならない。できれば、今年は私たちの案でやっていただいて、再度あれば、年度の初めに確認して、やっていただくということでもまとめていただけないか。
- 中根委員 その御意見は逆だと思う。今現在走っている段階で、こういう意見が出たということで、各会派が今日の議運の議論を持ち帰って。今、き章をつけた上着を着るのもオーケーなわけだ、皆さんされているように。そういう議論があるということ踏まえて、変えることを今日決定するのではなくてこの一年は現状を通して、来年の春にもう一度議論をする、それが本筋ではないか。
- 三石委員 それは見解の相違で、うちの会派は、本会議においては議員き章を着用する、ただし5月1日から10月末日の間についてはノーネクタイを可とする、あとは従来どおりということで結論が出ている。これを持ち帰って再度と言われても、これ以上のものはない。各会派、いろいろ考え方はあると思うが、今回は自民党のこの案でやっていただきたい。年度初めに再度確認をするわけだから、そのときに時間をか

- けてやっていただいたらいい。
- 西森(雅)委員 年度の初めに、軽装でということが言われている。ここでの議論というのは、軽装の捉え方がまちまちなので、そこを明確にしたほうがいいのではないかということだと思う。私どもは、軽装であったとしても上着は必要だろうということを行っている。軽装という曖昧な表現のままだと、先ほども言ったが例えばTシャツや、また半ズボンも軽装だと捉える人だっている。この議運で一つの基準を明確にしようということなので、もうここで結論づけていいと思う。
- 西内委員長 この夏期の服装の件については、いずれにせよ意見の一致を見ない。2段階でやる、つまり持ち帰って議論するか、それともこの場で決めるかという方向性をまず皆さんで多数決で決めるか、もしくは一気に最後まで、どうするかということを実行に採決するか、そのことについての発言を。
- 金岡委員 持ち帰ると言われても、会派の中で結論が出ているので、これを持ち帰って何を検討するのかという話になる。もう決めていただければ。
- 西内委員長 多数決でか。
- 金岡委員 皆さんが御了承いただければ一番いいわけだが。三石委員からもあったように、来春にはもう一回検討するときがあるので、そこで検討されたらという話もしている。これを持ち帰っても、検討してまた出してを繰り返しているうちに一年が終わってしまう。
- 中根委員 私の今日の服装は、軽装とも違うような気がするが、上着は着ていない。今日、この部屋で上着を着ていない人は私ともう一人しかいないが、寒くないか。私は少し寒い、この部屋は。
- 西森(雅)委員 今は本会議をどうするかという話だから。
- 中根委員 議場でも同じで、議場が寒いから上着を着た。クールビズの対応とか、県民にこれまで…。
- 西内委員長 中根委員、今は結論の出し方をどうするかについてお諮りしている。
- 三石委員 先ほども言ったが、いろいろ考え方はある。しかし、意見が一致しない場合は、民主主義の基本、多数決で決めていただいて、新たに来年度の初めにもう一度――事務局、これは毎年やっているのだろう。
- 吉岡議事課長 先ほど説明したとおり、毎年度御協議いただいている。
- 三石委員 そこに申し送っていただくという形で。結論を出していただきたい。
- 西森(雅)委員 そういう形で結論を出していただきたい。これを持ち帰ったとして、次の議運は9月27日だ。開会日に臨時の議運を開くのかという話になる。そういうことを考え

れば、今日結論を出したほうがいいのではないかと思う。

西内委員長

いろいろ意見は出ているが、ここは大勢の意見を得ており、本会議においては議員き章をつけた上着を着用する、ただし5月1日から10月末日までの間についてはノーネクタイを可とするということで、御了承いただきたいが、いかがか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

なお、本会議以外については、従前の申合せのとおりとすることで、御了承願う。

(了 承)

#### 9. 議員派遣に係る報告書の提出について

西内委員長

次に、議員派遣に係る報告書の提出についてである。

ブラジル日本移民115周年・ブラジル県人会創立70周年記念訪問に派遣した議員から、派遣の報告書が議長に提出された。

その写しをお手元にお配りしてあるので、御了承願う。

(了 承)

西内委員長

なお、全議員に対しては、後ほど控室のほうへ写しを配付し、併せて図書室にも配置することとする。

#### 10. その他

##### (1) 議場演壇・一問一答質問席のマイクの更新

西内委員長

次に、その他についてである。

23ページの資料16、議場演壇・一問一答質問席のマイクの更新についてである。このことについて、事務局に説明をさせる。

吉岡議事課長

本会議場の演壇や一問一答の際の質問席のマイクの交換についてである。

議場の音響設備については、これまでシステム調整によるハウリング対策をはじめ、聞こえやすさの向上に取り組んできた。このたび、さらなる改善に向け、専門の業者によるアドバイスを踏まえ、本会議場の演壇と一問一答の質問席のマイクの更新を行った。

新たなマイクは、首の部分が非常に硬いつくりとなっているため、マイクの向きを変えようと片手で操作するとマイクスタンドごと動いてしまう。マイクの向きを調整しようとする場合は、両手で首の部分を持ち角度を調整するようお願いする。

しかし、この新しいマイクは、音声を感知する機能がこれまでよりも広がっているため、マイクの向きが多少口元から外れていても集音することができる。基本的に、よほど大きく外れている場合以外は調整をしないということで、御理解を願う。

以上である。

西内委員長

何か質問はないか。

## R5.9.15 議会運営委員会

中根委員	集音能力が高まっているというのは理解したが、私たちがマイクを上げたり下げたりするときは、例えば写真を撮ったりするときに身長との差でマイクが顔の前にあったりとか、そういうときに皆さん操作されることが多いのではないかと思う。その辺りの配慮は設置のときにできるのか。
吉岡議事課長	マイク自体を動かすことはできる。ただ、硬いので片手で操作すると土台ごと動いてしまう。両手で操作することだけ御注意いただければ、角度を変えることは可能である。
西内委員長	それでは、説明のとおりで御了承願う。  (了 承)
<b>(2) その他</b>	
西内委員長	ほかに、その他で何かないか。  (福島総務課長、挙手)
西内委員長	福島総務課長、どうぞ。
福島総務課長	報告、お知らせ事項が2点ある。いずれも資料はない。 まず、議会棟エレベーターの再開について御報告する。エレベーターの改修については、7月下旬から明日9月16日までの約2か月にわたる改修工事を行っており、この間議員の皆様には御不便をおかけしたが、このほど運転再開できることとなった。正式な運転再開はこの連休明けの来週9月19日火曜日からとするが、本日最終検査を行っており、早ければ本日夕方から御利用いただける予定となっている。運転再開でき次第、各会派にもお知らせさせていただく。また、工事の完了に伴い、公用自転車を元の位置に戻すとともに、議員の皆様の自転車、バイクも元の位置に置いていただくことができる。 次に、県庁東入口、議会棟前にあるイチョウの木を剪定するとのお知らせが管財課からあった。実施日は来週、開会日前日の9月20日水曜日、作業予定時間は8時半から15時までとなっており、当日は高所作業車が終日駐車し剪定を行うことから、車の出入りに制限があり、お帰り際には一般車両と同様西の出入口から出ていただくことになる予定である。御迷惑をおかけするが、御理解、御協力をお願いする。 以上である。
西内委員長	ただいまの件については、報告のとおりで御了承願う。 ほかにないか。  (な し)
西内委員長	それでは、協議事項は以上である。 次回の議運は、特別の事情がなければ、質問初日の9月27日水曜日、午前9時から開催することとする。 協議事項は、一問一答の発言順序等についてである。

#### R5.9.15 議会運営委員会

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。